

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 1 0 日

令和7年松戸市農業委員会6月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和7年6月10日午前10時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
8番	戸張嘉宣	9番	岩佐忠夫
10番	川上博久	11番	渡来和治
12番	渡邊慶弘	13番	鈴木榮一
14番	湯浅孝一	15番	相田敏克
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

なし

1. 関係課出席職員 農政課

課長	松戸繁和	主任主事	榎本稔
----	------	------	-----

1. 関係課出席職員 みどりと花の課

課長	三末容央	課長補佐	木原茂
----	------	------	-----

主任技師	和宇慶さやか
------	--------

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	係長	横田智之
------	------	----	------

主任主事	井堀寛生
------	------

## 開会 午前10時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和7年6月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

### ◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号13番、鈴木榮一委員、議席番号14番、湯浅孝一委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

---

### ◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第4号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第4号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

---

### ◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

本件につきましては一括審議といたします。

それでは利用計画について、農政課長、よろしくお願いたします。

農政課長 農政課松戸です。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたし

ます。

当案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聞くものでございます。

総会での議案につきましては、1件ごとではなく一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は、新規設定案件2件でございます。

お手元に配付されております議案書の1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、参考資料の1ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は上矢切、現況地目は畑で、面積は1,916平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを広く栽培する計画でございます。

次に、2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑で、面積は2,147平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、エダマメを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま、農政課長より議案第1号について内容の説明がございました。

本案件はあらかじめ審査会で審議しておりますので、第1審査会第2審査班座長の意見を求めます。

**第1審査会第2審査班座長** 議席番号5番、渡邊洋子です。

議案第1号について、先の審査会で審議しました。

審査会では、農政課担当者をお呼びし、審議した結果、承認すべきと判断しましたので、原案に賛成したいと思います。

**議 長** ただいま座長より、承認すべきとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいたします。

---

### ◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号 松戸都市計画生産緑地地区の変更（追加）についてを議題といたします。

それでは、みどりと花の課長、説明をお願いいたします。

**みどりと花の課長** みどりと花の課長の三末です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第2号 松戸都市計画生産緑地地区の変更につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、ここまでの松戸市における生産緑地指定の経緯についてお話しいたします。

松戸市では、平成4年11月に671地区、約169.31ヘクタールの生産緑地地区を指定いたしました。

その後、買取りの申出による生産緑地地区の廃止等により、令和6年度末現在で、市内には441地区、約102.35ヘクタールの生産緑地地区が指定されております。

では、議案第2号の概要についてご説明させていただきます。

お手元に参考資料を配付させていただいておりますので、併せてご覧ください。

資料につきましては、1ページ目が位置図、2ページ目の変更の前後を記載した計画図となっております。

このたびの追加案件につきましては、三ヶ月の1か所、位置図の赤い点の箇所となります。

より詳細な位置につきましては、2ページ目に記載のとおりであり、約0.05ヘクタールの追加となります。

追加箇所につきましては、現況は畑として既に良好な作付がなされており、事前に担当地区の委員様に現地のご確認をいただいているところです。

以上により、生産緑地地区として緑地機能の増進により、都市環境の向上に資すると認められることから、このたび生産緑地地区の追加指定をするものでございます。

なお、変更の内訳につきましては、議案書2ページの下の表にお示ししたとおりです。

今後のスケジュールにつきましては、千葉県との事前協議を経て、8月に都市計画（案）の縦覧、10月に松戸市都市計画審議会に付議させていただき、承認後、年内の告示をもって都市計画決定をする予定でございます。

以上、議案第2号のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいまみどりと花の課長より内容の説明がございました。

議案第2号について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅清委員。

**湯浅（清）推進委員** 推進委員の湯浅清です。

みどりと花の課長の説明でよく分かりました。一部補足させていただきますと、申請前から荒らすことなく作物が作付されており、申請後は今回の申請地も自宅前で農地をやっているのと同様にご自身で耕作されるということなので、農地を維持するという意味でも、この原案に賛成したいと思います。お諮りのほどよろしくお願い申し上げます。

**議 長** ただいま湯浅清委員より、原案に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長** ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号につきましては、原案のとおり決定いたしました。農政課長、みどりと花の課長は、公務のためここで退席となります。ありがとうございました。

（農政課長・みどりと花の課長退席）

---

### ◎議案第3号

**議 長** 続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題いたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

**第1審査会第2審査班座長** 議席番号5番、渡邊洋子です。

去る6月4日水曜日、議案第1号及び3号から4号の審査のため、第1審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、横山定勝農業委員、渡来和治農業委員、平川正俊推進委員と私の4名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、1号については農政課担当者を、3号から4号については申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

なお、1号の審議結果については、先ほど報告したとおりです。

それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については、1ページから2ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は合計1,021平方メートル、現況は畑で適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、農業規模拡大のため、譲渡人の申請理由は、高齢により農業規模縮小のためです。譲受人は農業者で経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員4人で、1,200日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

農機具については、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台、動噴2台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、ネギの栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第3号について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断いたしました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくをお願いいたします。

**議 長** ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小林委員。

**小林推進委員** 推進委員の小林直一です。譲渡人は後継者が亡くなって、農業をする人がいなくなっていました。加えて、譲渡人は10年以上農業をしていません。そして、譲受人は畑からすぐそばにハウスがあり、周りの田んぼも借りていますので、私は座長の意見に賛成です。

**議 長** ただいま小林委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。  
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。  
審査会報告のとおり、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。  
それでは、全会一致と認め、議案第3号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号

**議 長** 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番と2番を議題といたします。

1番と2番は関連しておりますので、併せて説明をお願いします。

**第1審査会第2審査班座長** それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番と2番をご説明いたします。

議案書の4ページ、議案参考資料については3ページから9ページになります。

申請地の位置については、3ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

申請理由は、譲受人が経営している会社は建築資材の販売を行っておりますが、販売実績が増加傾向にあるため、既存施設では業務用車両の駐車及び材料の出し入れや仮置き、納品時の大型トラックを停車するスペースが不足していることから、申請地を取得し、事務所兼用住宅及び貸駐車場用地とするためです。

議案参考資料の5ページをご覧ください。

施設の概要については、事務所兼用住宅及び貸駐車場です。

住宅部分について、上水については既設給水装置を使用します。

雨水、排水については、自然浸透枿及び集水枿で集めた後、申請地北側の既設農地用水路に放流します。

汚水、雑排水については、浄化槽を経由後、申請地北側の既設農地用水路に放流します。

駐車場部分については、砂利敷きにより雨水自然浸透です。

被害防除については、ブロックとフェンスを設置します。

費用については、自己資金で賄うとのことから、通帳の写しを確認いたしました。

審査会では、現地調査の結果、既存建物が申請地に越境していること、一部砂利敷きになっていることを確認しました。このことについて質問したところ、経緯や詳細については不明ですが、先代が建物を建築した際に越境したこと、また、砂利敷きにしたものと思われるとのことでした。この行為に対し、農地法違反であることの指摘をいたしました。

この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反をしていることについて、知らなかったこととはいえ、深く反省するとともに同じ事態を繰り返さないことを誓約するとのことでした。

農地区分については、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の1番と2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議 長** ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員、推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小林委員。

**小林推進委員** 推進委員の小林直一です。申請地は以前、雑貨屋を営んでいました。しかし、家を建て直そうと思ったら、家が小さくなってしまったため、使いようがないということで、ずっとそのままになっていました。使いようがあるのでしたら、そのほうが私は良いと思

ます。そのため、議長の意見に賛成します。

**議 長** ただいま小林委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。  
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

これより議案第4号の1番と2番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は  
挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の1番と2番につきましては、許可相当との意見  
書を東葛飾農業事務所へ送付することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号の3番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

**第1審査会第2審査班座長** それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請につ  
いての3番をご説明いたします。

議案書の5ページ、議案参考資料については10ページから15ページになります。

申請地の位置については、10ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権設定です。

申請理由は、譲受人は松戸市秋山で事業用自動車の販売、自動車整備及び部品の販売を行  
っておりますが、既存施設では手狭となっていることから、申請地を借り受け、車両置場用  
地とするためです。

議案参考資料の12ページをご覧ください。

施設の概要については、車両置場用地です。

排水については、砕石敷きにより自然浸透です。

被害防除については、ロープスティックとネットフェンスを設置します。

費用については、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事  
業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘク  
タール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第4号の3番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結

果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議 長** ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、川上委員。

**川上委員** 議席番号10番、川上博久です。

10ページの申請用の地図を見ていただけるとよく分かりますが、北側に北総線が走っていきまして、これが高架橋で非常に高さもあります。また、南側には学校等があつて、周りに残土があるという状況ですので、畑として借りる人がなかなかいないだろうと思います。そのため、今回の件に関して賛成したいと思います。

**議 長** ただいま川上委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見ないようであります。

これより議案第4号の3番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の3番につきましては、許可相当との意見書を葛飾農業事務所へ送付することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号の4番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

**第1審査会第2審査班座長** それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての4番をご説明いたします。

議案書の5ページ、議案参考資料については16ページから20ページになります。

申請地の位置については、16ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は東京、千葉を中心に土木工事一式、建築資材の販売をしております

が、既存施設では不都合が出てきたことから、既存施設から事業地を移転するため、申請地を取得し、資材置場及び駐車場用地とするためです。

議案参考資料の18ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場及び駐車場用地です。

排水については、砂利敷きにより自然浸透です。

被害防除については、単管パイプと砂利止め板を設置します。

費用については、借入れで賄うとのことから、融資証明依頼書を確認いたしました。

農地区分については、申請地は上水道管、ガス管の2種類が埋設された道幅4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の4番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については、第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

**湯浅（雅）推進委員** 推進委員の湯浅雅之です。

ただいまの説明で審査会の許可判断がよく分かりました。私は、審査会の意見に賛成したいと思います。お諮りをお願いいたします。

**議 長** ただいま湯浅雅之委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長** ご意見ないようであります。

これより議案第4号の4番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の4番につきましては、許可相当との意見書を東

葛飾農業事務所へ送付することに決定いたしました。

---

### ◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書6ページ、報告事項1から12ページの報告事項4について、ご報告させていただきます。

まず、6ページ、報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、7ページに記載のとおり、4月分として、田2件、1,098平方メートル、畑12件、4,285平方メートル、合計14件、5,383平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、8ページから10ページ、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、10ページに記載のとおり、田4件、1,047平方メートル、畑21件、8,536平方メートル、合計25件、9,583平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、11ページ、報告事項3 生産緑地に係る主たる農業従事者証明書の交付についてですが、2件交付いたしました。

次に、12ページ、報告事項4 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、1件交付しました。

また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は、2件交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

---

### ◎散 会

議 長 以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。

これで散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午前10時35分